平成15年(ネ)第913号 不当利得返還請求控訴事件 平成15年8月26日判決言渡,平成15年7月3日口頭弁論終結 原審・東京地方裁判所平成14年(ワ)第23687号

決 控訴人 (原告) Α 真 木 吉 夫 株式会社エヌ・ティ・ティ・テレカ 真 訴訟代理人弁護士 被控訴人(被告) 崇 間 訴訟代理人弁護士 本 中 志 復代理人弁護士 田 成 補佐人弁理士  $\blacksquare$ 

主 文本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

第1 控訴人の求めた裁判

控訴人は、原判決を取り消すとの判決とともに、原判決事実及び理由欄の「第 1 請求」に記載のとおりの金銭支払命令の判決を求めた。

## 第2 請求及び事案の概要

- 1 控訴人は、本件実用新案権(登録番号・第2150603号、「テレホンカード」、平成11年9月5日存続期間満了)に基づき、存続期間中における被告物件(原判決別紙被告物件目録記載のテレホンカード)の製造、販売がその侵害に当たると主張して、被控訴人に対し損害賠償金の支払を請求したのに対し、原判決は請求を棄却した。
- 2 事案の概要は、原判決事実及び理由欄の「第2 事案の概要」に示されているとおりである。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」に示されているのと同様の理由により、控訴人の本訴請求は理由がないものと判断する。

2 控訴人は、甲第7号証を新たに提出するが、これは、本件実用新案登録出願について、拒絶査定を取り消し、本件考案は実用新案登録すべきものとする、とした審決写しであり、原審においても乙第20号証として既に提出されていたものである。この審決においては、原判決9頁の「c」において引用されている平成11年10月28日付け本件考案の出願人の意見書記載を援用して、本件考案の登録出願は実用新案法5条4項及び5項の要件を満たしていないとはいえないと判断され、また、本件考案は、指示部をカード本体の直交する2つの中心軸線のそれぞれから一側にずれて配置されており、かつ、目の不自由な者がカード本体を電話機に差し込む際、目の不自由な者の指が触れる位置と限定した点で、原出願考案と相違する、と判断されている。

このように、本件考案を登録すべきものとした審決においても、本件考案の構成要件でにおける「カード本体の外周縁からカード本体の内方向にくぼん」だ「該指示部」の意義は、「テレホンカードを側面からみて上下面から厚み方向(表裏方向)に凹凸状にくぼんだ形状を有する指示部」に限定され、「カードを平面方向からみて中心方向にくぼんだ形状を形成した切欠部」や「カード本体に貫通して形成した穴部」を含まないとした、上記引用の原判決理由を裏付ける判断がされている。上記判断を前提として、本件考案が登録されるに至っていることは明らかである。

3 その他、控訴人が当審において主張するところは、すべて上記判断を左右するものではない。

## 第4 結論

よって、本件控訴は棄却されるべきである。

東京高等裁判所第18民事部

 裁判長裁判官
 塚
 原
 朋
 一

 裁判官
 塩
 月
 秀
 平

 裁判官
 古
 城
 春
 実